

守口市農業委員会告示第 3 号

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の廃止について

農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項第 5 号については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）第 5 条の規定により削除され、その施行日が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 4 年政令第 355 号）により令和 5 年 4 月 1 日となったことから、令和 3 年 3 月 22 日付け守口市農業委員会告示第 10 号により設定した法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積は、令和 5 年 4 月 1 日付けで廃止する。

令和 5 年 2 月 17 日

守口市農業委員会会長

西口 誠一